

2024年度

運輸安全マネジメントに関する取組み

1. 安全方針

- 安全を最優先すること
- 法令を遵守すること
- 安全を維持、向上すること

防災安全方針

防災は、

- 生命の安全確保
- 備えと二次災害の防止
- 事業の継続を図ること

2. 輸送の安全に関する目標及び事故統計

(1) 2023年度の安全輸送計画目標結果

	事故発生件数目標	実績(特定)	実績(貸切)
加害事故件数	9件以内	7件	6件
(内)加害人身事故	0件	0件	0件
		13件	

2023年度事故種別

事故種別	特定	貸切
単独物件	4件	5件
対物	3件	1件

自動車事故報告規則第二条に規定する事故 : 特定仕業 2件 (車両故障)
: 貸切仕業 0件

(2) 2024年度の安全輸送計画目標

事故発生件数目標	
加害事故件数	11件以内
加害人身事故	0件

3. 重点項目

- 〈社 内〉
1. バックカメラ確認一旦停止
 2. 右左折・曲がるは、安全確認を先に

- 〈グループ共通〉
1. 人身事故防止

〈営業所別〉

- 横須賀営業所
1. バックモニター、確認毎に一旦停止
 2. 予知予測後、状況変化時は一旦停止し再確認

- 横浜 営業所
1. 後退時、一旦停止で安全確認
 2. 右左折時の、安全確認の徹底

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の向上を図る
- (2) グループ会社との情報共有を行い、安全風土の醸成に努める
- (3) 輸送の安全に係る書面及び記録の作成、保存を確実にする
- (4) 事故映像およびヒヤリハット映像を有効活用し、事故の未然防止を図る
- (5) 国土交通省、バス協会、関係団体等の情報を基に事故防止を推進する
- (6) 重点項目に起因する事故に基準を設け、指導徹底を図る
- (7) 後退時・発進時は周囲の状況を把握してから行動し、特に後退時でのバック・カメラは一旦停止してから確認する等を徹底し、事故を防止する
- (8) 右左折（曲がる）は進路先の予測をした安全確認後に進行する
- (9) 乗務員の健康状態を確実に把握し健康起因等による事故を防止するため厳正な点呼（疾病・疲労感・睡眠不足・飲酒・薬の服用）の確認を実施する

- (10) 常に危機感を持ち、危険予知・予測運転の向上に努め、潜んでいる危険を追究できるように指導する
- (11) 防災を想定した連絡体制・指示系統、安否確認などの防災行動の指導を図る

2023年度 実施した各会議体



事務所会議



運行管理者会議



秋季事故防止大会



事故防止懇談会

5. 安全に関する教育・研修計画

- (1) 京浜急行バスグループで開催する教育・研修・講習等は積極的に参加する
- (2) 参加体験型及び通信方式等の講習に積極的に参加する
- (3) 各安全マネジメント研修・講習の受講

1) 【新人運転士】

- 前歴に旅客自動車運転士として選任の有無にかかわらず、有効的な新人運転士教育プログラムに基づく机上及び実技教習を行う

- (1) 貸切初任運転者教育
運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う
- (2) 特定初任運転者教育
運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う、但し安全運転の実技に関しては貸切初任運転者教育と同等時間で行う
- (3) 準初任運転士教育
運輸規則に基づき指導する
- (4) 運転経験の無い者の教育には規程運転時間で終わらせず、教育担当及び統括運行管理者の責務による判断まで運転技能教育を実施する

2) 【運転士】

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則「運転者に対して行う指導監督指針 1 3 項目及び法令で定めた 2 項目を盛り込んだ、年間教育実施計画を作成し教育指導を実施する
- (2) 長期非乗務員に対し、乗務を始めようとする前に管理者による運転技能確認をおこな
い、非乗務 1 年以上の者には準初任運転者教育を実施する
- (3) 運転しようとする車両の車長が以前より長く、又は、長期に非乗務の場合は、運転技
能教習を実施し 管理者による運転技能確認を行う
- (4) 適正診断（初任・適齢・特定）受診の完全徹底、一般診断は 3 年に 1 回受診する
- (5) 貸切適齢運転者は 2 年に一回、適齢診断を受診する
- (6) 健康管理の重要性を理解し、管理者は疾病者が医師の診断を受けた後、運転者とヒヤ
リングを行い、医師からの意見等を聞き指導する

3) 【所 内】

- (1) 年間教育に基づき現業にて「安全推進懇談会」を開催し指導を行う
- (2) 運輸規則、指導監督指針に沿って年間教育より体験型指導を実施する
- (3) 統括運行管理者を軸として、必要な知識・技能教育の実施
- (4) 高齢者(65歳以上)を対象とした特別教育（適齢診断を活用した指導）
- (5) 国土交通省告示に基づいた教育
- (6) 冬山研修及びバスの特性を理解した運転技能教習の実施

2023年度 バス非常口脱出訓練



消火訓練



2023年度 ドライブレコーダー教育（自身映像・共有映像）



2023年冬山研修

実施日 2023年12月26日（火）夜行～12月27日（水）

行先 長野県志賀高原方面

行程（主な経由地と予定時刻）	
12/26	19:50-20:00 ① 20:45 ② 久里浜車庫～衣笠IC～横横～並木IC～横浜営業所～並木IC～横横～狩場IC～
	21:20-21:35休 ① 23:10-23:25休 ② 横浜IC～東名～海老名SA～圏央道～関越道～上里SA～上信越道～
12/27	0:40-0:55休 ① 1:40-1:55休 松井田IC～碓氷N' 側～軽井沢～18号～小諸IC～上信越道～東部湯の丸SA～
	② 3:25-4:25 ① 4:50-6:30 信州中野IC～湯田中（五）着装）～志賀高原（走行研修）～
	7:00-8:00休 ② 9:00-10:40 11:10-11:40休 熊の湯（朝食）～志賀高原方面（走行研修）～信州丸～ツラト～
	① 13:00-14:00休 ② 15:10-15:25休 信州中野IC～上信越道～横川SA（昼食）～上信越道～関越道～高坂SA～
① 16:20-16:35休 ② 17:20 圏央道～東名～海老名SA～横浜IC～狩場IC～横横～並木IC～横浜営業所～	
18:00 並木IC～横横～衣笠IC～久里浜車庫	



タイヤチェーン装着



高原登坂



峠の長い下り坂



お疲れ様です

2023年度 実施



バス運転者の労働時間研修



グリップ・ナット増締め確認

4) 【外部機関】

- 指導及び監督のための専門的な知識・技術並びに場所を有する専門的な機関を積極的に参加する
 - (1) 運転技能に関する実車訓練の実施
 - ・ ひたちなか安全運転研修
 - ・ 北海道サロマ湖冬山研修
 - (2) 適性診断の受診（初任診断・一般診断・適齢診断・特定診断）
 - (3) 救命救急法講習
 - (4) その他、外部機関での、研修・講習等の利用

5) 【苦情・事故惹起者を対象にした教育】

- (1) 本社運輸担当者を交えた事故、苦情報告の究明調査を実施
- (2) 事故、苦情発生の内容により、以下の再発防止指導を行う
 - ・ 事故再発防止カウンセリング
 - ・ 数日の期間による机上及び技能教育
 - ・ 自動車事故報告を行った運輸規則（特別な指導監督）に沿った事故惹起者教育及び適性診断(特定Ⅰ・Ⅱ)を受診
 - ・ 前年度事故惹起者に対して事故再発防止教育の実施

6) 【運行管理者】

- (1) 運行管理者一般講習の完全受講
- (2) 運輸安全マネジメントに関する外部講習の受講（ガイドラインセミナー・リスク管理・内部監査・その他）
- (3) 運行管理業務の実務研修（事故処理対応・適性診断活用）
- (4) 運行管理者の点呼実施・運行業務における指導教育の徹底
- (5) グループ会社、他機関等の教育研修に積極的に参加する

運輸安全マネジメントセミナー受講者

独立行政法人 自動車事故対策機構

	ガイドライン	リスク管理	内部監査セミナー	防災マネジメント
本社勤務者	6名	6名	5名	3名
営業所勤務者	7名	7名	6名	1名

6. 防災への取組

- (1) 消防・災害・非常事態発生・消防計画に基づくなどして避難訓練等実施
- (2) 安否確認訓練の実施
- (3) 運転者のための各地域の避難場所を作成、バスに携帯させる
- (4) 防災時の行動を明確にし、周知する
- (5) 防災意識を高めるため講習・研修（通信型）への参加

2023年度 避難訓練



7. 輸送の安全に関する運輸安全マネジメント評価

- (1) 第1回 運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 関東運輸局神奈川運輸支局
 - 評価日 2017年10月11日

- (2) 第1回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 評価日 2017年7月3日～4日

- (3) 第2回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 評価日 2019年3月6日～7日

- (4) NASVA運輸安全マネジメント評価後のフォロー実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 実施日 2019年4月23日

- (5) 第3回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 評価日 2022年10月4日～5日

8. 運輸安全マネジメント内部監査及び内部点検実施

- (1) 運輸安全マネジメント内部監査
 - 監査指示者 : 東洋観光株式会社 取締役社長
 - 指名監査機関: 京浜急行バス 安全推進部

[実施日]

- ① 2016年 3月24日 (2015年度)
- ② 2017年 3月29日 (2016年度)
- ③ 2018年 3月13日 (2017年度)
- ④ 2019年 3月19日 (2018年度)
- ⑤ 2020年 4月16日 (2019年度分)
- ⑥ 2021年 3月26日 (2020年度)
- ⑦ 2022年 3月30日 (2021年度)
- ⑧ 2023年 2月28日 (2022年度)
- ⑨ 2024年 3月 8日 (2023年度)

(2) 自社内部点検

- 監査指示者：安全統括管理者
- 指名監査人：本社 営業部・総務部
- 実施場所：横須賀営業所・横浜営業所

[実施日]

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 2010年12月17日 | ⑨ 2018年 実施なし |
| ② 2011年12月 8日 | ⑩ 2019年 3月20日 |
| ③ 2012年12月 6日 | ⑪ 2020年 2月12日 |
| ④ 2013年12月 6日 | ⑫ 2021年 1月28日 |
| ⑤ 2014年12月 4日 | ⑬ 2022年 2月 9日 |
| ⑥ 2015年12月11日 | ⑭ 2023年 2月 9日 |
| ⑦ 2016年12月11日 | ⑮ 2024年 2月 8日 |
| ⑧ 2017年12月 8日 | |

9. 神奈川県バス協会による適正化事業指導員の巡回指導

- | | | |
|-------|---------------|-------|
| ○ 実施日 | ： 2023年 5月11日 | |
| 巡回場所 | ： 横須賀営業所 | |
| 結果報告 | ： 改善要請の有無 | 有 (無) |
| ○ 実施日 | ： 2023年 6月27日 | |
| 巡回場所 | ： 横浜営業所 | |
| 結果報告 | ： 改善要請の有無 | 有 (無) |

10. 安全統括管理者

常務取締役 高橋 弘則

『経営トップ及び経営陣立会点呼』

【令和5年度 全国交通安全運動期間中 早朝点呼立会】



11. 初任運転者教育記録

(一般貸切初任運転者教育)

運転実技 貸切車両 車長 12m使用

指 導 終 了 検 印			
			

実施年月日	2023年3月29日
主な実施場所	横浜営業所
指 導 者	運輸主任・整備管理者
営 業 所 名	横浜営業所

初 任 運 転 者 (貸切) 教 育 記 録 簿

1	運 転 者 氏 名	社番 565							
2	所 属 営 業 所	東洋観光株式会社 横浜営業所							
3	採 用 年 月 日	2022年10月16日							
4	健 康 診 断 年 月 日	2023年4月15日							
5	適性診断(初任)受診年月日	2022年10月21日							
6	運 転 者 選 任 年 月 日	2022年11月2日(特定) 2023年5月15日(貸切)							
7	生年月日(選任時年齢)								
8	教 育 期 間	2023年3月29日~2023年5月12日							
9	運 転 記 録 証 明 書	2022年10月11日							
10	指 導 時 間 の 内 訳	座 学 ・ 実 技	<table border="0"> <tr> <td>(1) 座学教習時間</td> <td>規定①~⑥ 10時間</td> </tr> <tr> <td>(2) 実技教習時間 ドライブレコーダー記録 20時間以上保存</td> <td>21時間19分</td> </tr> <tr> <td>(3) 実技教習距離</td> <td>635.0 *₂</td> </tr> </table>	(1) 座学教習時間	規定①~⑥ 10時間	(2) 実技教習時間 ドライブレコーダー記録 20時間以上保存	21時間19分	(3) 実技教習距離	635.0 * ₂
(1) 座学教習時間	規定①~⑥ 10時間								
(2) 実技教習時間 ドライブレコーダー記録 20時間以上保存	21時間19分								
(3) 実技教習距離	635.0 * ₂								
11	運 転 者 の 署 名	上記の通り指導を受けました 2023年 5月12日 氏名  (自署・捺印)							

<安全運転の実技の添乗指導に際しての注意事項>

1. 高速道路、坂道、隘路、及び市街地、夜間、駐車帯等に運行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び天候を踏まえて指導すること。尚、座学①~⑥については計10時間以上
2. 指導を20時間以上実施しても、安全な運行を行えると判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

初任運転士(貸切)教習予定表

2023年3月29日実施

日	曜日	場所	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	特別な指導内容の合計時間	
			座学教習 特定運転士に対し、①～⑤まで合計6時間以上 ⑦は可能な限り実施 貸切バス運転士に対し①～⑥まで合計10時間以上 ⑦は20時間以上実施									
3/29	水	横浜営業所	①事業用自動車の安全に関する基本事項 道路運送法その他法令に基づき運転士が遵守すべき事項			休憩	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項(シートベルト着用)			総評終了	座学	① ③ 4時間
3/30	木	横浜営業所	④危険の予測及び回避方法(急制動操作方法) ヒヤリ・ハット発生・KYTDVDを使用・1時間 ⑩健康管理の重要性・生活習慣病の改善を図る 事故発生時にすべき事			休憩	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転適性診断の必要性 当社共有のドライブレコーダー記録に伴う適切な運転方法の理解と説明			総評終了	座学	④ ⑧ ⑩ 5時間
3/31	金	横浜営業所	⑨その他 薬物使用禁止・飲酒運転防止について・過労運転・バスジャック対応マニュアル		東洋観光 自動車運転士作業基準マニュアル 説明	休憩	②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 ⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの運転方法(運転支援装置の誤作動等)			総評終了	座学	② ⑤ ⑨ 5時間
5/8	月	路上	⑦高速道走行(横横道路)			休憩	⑦空港内走行・高速走行・トンネル安全確認					
5/9	火	路上	⑦市街地走行・峠・踏切通過			休憩	⑦市街地走行					
5/10	水	路上	⑦箱根峠走行・内輪差・峠・長い登坂			休憩	⑦フェード現象 長い下り坂・エンジンブレーキ			評価		
5/11	木	路上	⑦市街地走行・スラローム・尻振り・車庫入れ教習 本社			⑦高速走行	休憩	適正診断カウンセリング実施 急制動イメージトレーニング訓練		夜間走行 17:50~19:40	⑧ 1時間	
5/12	金	路上	⑦市街地走行			休憩	⑦市街地走行・狭い団地走行・自転車専用レーン			ドライブレコーダー記録に伴う カウンセリング実施 総評	⑥ 1時間	

日付	実技内容	ハンドル時間
5/8 (月) 曇 車両 111 号車 添乗指導者	横浜 (営) 9:10~横横道路 (高速) ~10:00 本社着 休憩 本社 11:40 発浦賀 IC~横横道路~幸浦 IC~横浜 12:15 着 休憩 横浜 (営) 13:20 発~湾岸線幸浦 IC~空港トンネル (車間距離・トンネル内火災時対応) ~空港着 14:10~第1~第3ターミナル走行~環8~国道15号線~湾岸線~杉田 IC~横浜 (営) ⑦高速走行・空港内走行・トンネル安全確認	実車距離 147 ㌦ 3 時間 41 分
5/9 (火) 晴 車両 142 号車 添乗指導者	横浜 (営) 9:30~朝比奈峠 (狭い登り内輪差・長い下りエンジンブレーキ) ~鎌倉 10:05~鎌倉海岸~逗子 10:30 ~逗子・葉山 (踏切走行) ~田浦~国道16号~金沢文庫~磯子~横浜 (営) 11:30 (休憩) 横浜 (営) 13:10~国道16号線~野毛 13:40~浅間下~三ツ沢~新横浜駅~ラポール 14:10 (休憩) 信号機のない横断歩道ラポール 14:20~環状2号線~平戸~国道1号~横浜 (営) 着 16:00 ⑦峠走行・狭い道路・歩道の無い通行帯 環状2号線渋滞道路走行 142号使用	実車距離 106 ㌦ 4 時間 37 分
5/10 (水) 晴 車両 111 号車 添乗指導者	箱根峠教習 横浜 (営) 9:10~保土ヶ谷バイパス~9:50 東名町田 IC~厚木 IC~小田原厚木道路 10:10 着平塚 PA 休憩 10:20 発~箱根湯本 10:55~箱根旧道 (登) ~箱根峠 11:50 休憩 12:20 発~箱根新道 (下り) ~西湘バイパス~12:50 橋 PA 休憩発 13:00~江の島国道134号~鎌倉~14:00 逗子 (イトーピア) ~国道16号~田浦~金沢八景~海の公園~横浜 (営) 着 14:50 ⑦高速道路 (法定速度)・長い登り峠 (後輪軸確認・内輪差) 長い下り峠 (エンジンブレーキ・ギア異常時回復操作・緊急時の退避所確認)	実車距離 181 ㌦ 4 時間 34 分
5/11 (木) 車両 111 号車 添乗指導者	横浜 (営) 9:30~国道16号 (二輪車並走安全確認) ~横須賀中央~北久里浜~本社 10:30 着横須賀営業所駐車場にて スラローム・尻振り・車庫入れ教習 11:30 発本社~横横道路~横浜営業所着 12:20 休憩 13:00 急制動イメージトレーニング訓練 横浜 (営) 14:00 適正診断結果による個人カウンセリング実施 横浜 (営), 夜間走行 横浜 (営) 17:50 発~ 18:30 みなとみらい着休憩 18:40 発 関内 (繁華街・駐車多発) ~鎌倉街道~上大岡~港南台 IC~高速走行 (トンネル安全確認) ~横浜 (営) 19:40 着 ⑦夜間走行 (雨) 繁華街・高速走行	実車距離 93 ㌦ 3 時間 38 分

運転実技教育記録<2023年>貸切実技車両号 横浜 200 か 111 運転士 XXXXXXXXXX

日付	実技内容	ハンドル時間
5/12 (金) 晴 車両 111 号車 添乗指導者 XXXXXXXXXX	横浜 (営) 9:20~国道 16 号~桜木町~横浜東口~東神奈川~岸根町~新横浜~ラポール 10:30 着休憩 10:40 発環状 2 号線 (制限速度遵守) ~国道 357~車庫 11:30 着 休憩 13:00 車庫発~逗子 (イトーピア団地) ~逗子海岸~鎌倉~江の島 14:00 着 休憩 14:10 発~藤沢 (自転車専用レーン確認) ~国道 1 号線へ合流~原宿交差点 14:45~環状 4 号線~環状 3 号線~港南台~国道 16 号線 (二輪車安全確認) ~国道 357~横浜 (営) ドライブレコーダー記録に伴う個人カウセリング実施, 16:00~17:00 (特に、自転車専用レーンに伴う、安全確認と二輪車等の特性を把握) ⑦⑥車間距離の確保・狭い道路走行 運転支援装置の性能及び適切な運転方法確認	実車距離 108 キロ 4 時間 49 分

添乗指導票（安全運転技術）

NO-

運転士名

///

号車

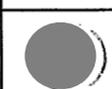
添乗指導者名

添乗指導日 2023 年 5 月 8 日 (月) 時間 9 : 10 ~ 16 : 00

	指 導 項 目	評 価		指 導 項 目	評 価
乗 務 前	運行前点検は適切か	5	走 行	進路変更時の合図のタイミングは適切か	4
	点呼状況は適切か	5		走行安定性	5
	乗車前の確認状況	5	交 差 点	信号確認状況	4
運 転 姿 勢	ハンドルの持ち方は適切か	5		交差点手前、通過時の速度は適切か	4
	運転席の姿勢は適切か	5		右折時、対向及び周囲の確認状況	4
	シートベルト装着状況	5		左折時、後方・側方の確認状況	4
	運転席周りの状況	5		右左折時の軌道は適切か	4
	車内の4S（整理、整頓、清潔、清掃）状況	5		リア・オーバーハングの確認状況	5
	前後左右の確認状況	5		右左折時の速度は適切か	4
発 進 時	クラッチ操作状況	5		右左折時の合図のタイミングは適切か	4
	急発進	5		発進時、信号の見込み発進	5
	空ぶかし	5		停 止 時	停車状況（急ブレーキetc）
	走 行 時	車間距離は適切か	4		減速操作は適切か
シフトギアは適切か		5	エンジンプレーキ操作は適切か		5
ハンドル操作は適切か		5	一時停止は確実か		5
横断歩道周辺の確認状況		5	停車時の車間距離は適切か	4	
自転車二輪車の追越状況		4	降車時の確認状況	5	
駐車車両の追越方は適切か		4	後 退 時	後退時の安全確認状況	5
歩行者の側方の通過は適切か		4		ミラー・バックアイの確認状況	5
走行時のふらつき		5		窓を開け目視の状況	4
カーブ走行時のハンドル操作は適切か	5	後退時の速度は適切か		5	
カーブ走行時の速度は適切か	4	格納状況	5		

備 考 5/8日 課題ないよう思われた。

* 評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所 長
	 代

添乗指導票 (安全運転技術)

NO-

運転士名



142号車

添乗指導者名



添乗指導日 2023年 5月 9日 (X) 時間 9:30 ~ 16:00

指導項目		評価	指導項目		評価
乗務前	運行前点検は適切か	4	走行	進路変更時の合図のタイミングは適切か	4
	点呼状況は適切か	4		走行安定性	4
	乗車前の確認状況	4	交差点	信号確認状況	4
運転姿勢	ハンドルの持ち方は適切か	4		交差点手前、通過時の速度は適切か	4
	運転席の姿勢は適切か	4		右折時、対向及び周囲の確認状況	4
	シートベルト装着状況	4		左折時、後方・側方の確認状況	4
	運転席周りの状況	4		右左折時の軌道は適切か	4
	車内の4S (整理、整頓、清潔、清掃) 状況	4		リア・オーバーハングの確認状況	4
発進時	前後左右の確認状況	4		右左折時の速度は適切か	4
	クラッチ操作状況	4		右左折時の合図のタイミングは適切か	4
	急発進	4		発進時、信号の見込み発進	4
	空ぶかし	4		停止時	停車状況 (急ブレーキetc)
走行時	車間距離は適切か	4	減速操作は適切か		4
	シフトギアは適切か	4	エンジンブレーキ操作は適切か		4
	ハンドル操作は適切か	4	一時停止は確実か		4
	横断歩道周辺の確認状況	4	停車時の車間距離は適切か		4
	自転車二輪車の追越状況	4	降車時の確認状況	4	
	駐車車両の追越方は適切か	4	後退時	後退時の安全確認状況	4
	歩行者の側方の通過は適切か	4		ミラー・バックアイの確認状況	4
	走行時のふらつき	4		窓を開け目視の状況	4
カーブ走行時のハンドル操作は適切か	4	後退時の速度は適切か		4	
カーブ走行時の速度は適切か	4	格納状況	4		

備考 車庫～南味～/鎌倉～立子～甲府、
 車庫～三沢～ラホ～14:10着～20分～環2～甲府～環3～甲府16:00
 14:00 急病
 1号2号

*評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所長

添乗指導票 (安全運転技術)

NO-

運転士名



111

号車

添乗指導者名



添乗指導日 2023 年 5 月 20 日 (水) 時間 9:10 ~ 16:50

	指導項目	評価		指導項目	評価
乗務前	運行前点検は適切か	4	走行	進路変更時の合図のタイミングは適切か	4
	点呼状況は適切か	4		走行安定性	4
	乗車前の確認状況	4		交差点	信号確認状況
運転姿勢	ハンドルの持ち方は適切か	4	交差点手前、通過時の速度は適切か		4
	運転席の姿勢は適切か	4	右折時、対向及び周囲の確認状況		4
	シートベルト装着状況	4	左折時、後方・側方の確認状況		4
	運転席周りの状況	4	右左折時の軌道は適切か		4
	車内の4S (整理、整頓、清潔、清掃) 状況	4	リア・オーバーハングの確認状況		4
	前後左右の確認状況	4	右左折時の速度は適切か		4
発進時	クラッチ操作状況	4	右左折時の合図のタイミングは適切か		4
	急発進	4	発進時、信号の見込み発進		4
	空ぶかし	4	停止時		停車状況 (急ブレーキetc)
	走行時	車間距離は適切か		4	減速操作は適切か
シフトギアは適切か		4		エンジンプレーキ操作は適切か	5
ハンドル操作は適切か		4		一時停止は確実か	3
横断歩道周辺の確認状況		4		停車時の車間距離は適切か	4
自転車二輪車の追越状況		4	降車時の確認状況	4	
駐車車両の追越方は適切か		4	後退時	後退時の安全確認状況	4
歩行者の側方の通過は適切か		4		ミラー・バックアイの確認状況	4
走行時のふらつき		4		窓を開け目視の状況	5
カーブ走行時のハンドル操作は適切か	4	後退時の速度は適切か		4	
カーブ走行時の速度は適切か	4	格納状況		4	

備考 車庫〜乗場〜乗込 (9:40) ~ 合流渋滞 ~ (箱根)
 停止線オーバーパスあり

*評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所長
	代

添乗指導票 (安全運転技術)

NO-

運転士名



号車

111

添乗指導者名



添乗指導日 2023年 5月 11日 (木) 時間 9:30 ~ 12:20

	指導項目	評価		指導項目	評価
乗務前	運行前点検は適切か	4	走行	進路変更時の合図のタイミングは適切か	4
	点呼状況は適切か	4		走行安定性	4
	乗車前の確認状況	4		交差点	信号確認状況
運転姿勢	ハンドルの持ち方は適切か	4	交差点手前、通過時の速度は適切か		4
	運転席の姿勢は適切か	4	右折時、対向及び周囲の確認状況		4
	シートベルト装着状況	4	左折時、後方・側方の確認状況		4
	運転席周りの状況	4	右左折時の軌道は適切か		4
	車内の4S (整理、整頓、清潔、清掃) 状況	4	リア・オーバーハングの確認状況		4
	発進時	前後左右の確認状況	4		右左折時の速度は適切か
クラッチ操作状況		4	右左折時の合図のタイミングは適切か		4
急発進		4	発進時、信号の見込み発進		4
空ぶかし		4	停止時		停車状況 (急ブレーキetc)
走行時	車間距離は適切か	4		減速操作は適切か	4
	シフトギアは適切か	4		エンジンプレーキ操作は適切か	4
	ハンドル操作は適切か	4		一時停止は確実か	4
	横断歩道周辺の確認状況	4		停車時の車間距離は適切か	4
	自転車二輪車の追越状況	4	降車時の確認状況	4	
	駐車車両の追越方は適切か	4	後退時	後退時の安全確認状況	4
	歩行者の側方の通過は適切か	4		ミラー・バックアイの確認状況	4
	走行時のふらつき	4		窓を開け目視の状況	4
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	4		後退時の速度は適切か	4
カーブ走行時の速度は適切か	4	格納状況		4	

備考 本社スラロウ、片側1車線、良好
夜間走行

*評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所長
	代

添乗指導票（安全運転技術）

NO-

運転士名



111 号車

添乗指導者名



添乗指導日 2023 年 5 月 11 日



時間

17:40 ~ 19:40

	指導項目	評価		指導項目	評価
乗務前	運行前点検は適切か	4	走行	進路変更時の合図のタイミングは適切か	4
	点呼状況は適切か	4		走行安定性	5
	乗車前の確認状況	4		信号確認状況	4
運転姿勢	ハンドルの持ち方は適切か	4	交差点	交差点手前、通過時の速度は適切か	4
	運転席の姿勢は適切か	4		右折時、対向及び周囲の確認状況	4
	シートベルト装着状況	4		左折時、後方・側方の確認状況	4
	運転席周りの状況	4		右左折時の軌道は適切か	4
	車内の4S（整理、整頓、清潔、清掃）状況	5		リア・オーバーハングの確認状況	4
発進時	前後左右の確認状況	4	停止時	右左折時の速度は適切か	4
	クラッチ操作状況	4		右左折時の合図のタイミングは適切か	4
	急発進	4		発進時、信号の見込み発進	4
	空ぶかし	4		停車状況（急ブレーキetc）	4
走行時	車間距離は適切か	4	後退時	減速操作は適切か	4
	シフトギアは適切か	5		エンジンブレーキ操作は適切か	4
	ハンドル操作は適切か	5		一時停止は確実か	4
	横断歩道周辺の確認状況	4	格納状況	停車時の車間距離は適切か	4
	自転車二輪車の追越状況	4		後退時の安全確認状況	4
	駐車車両の追越方は適切か	4		ミラー・バックアイの確認状況	4
	歩行者の側方の通過は適切か	4		窓を開け目視の状況	4
	走行時のふらつき	4		後退時の速度は適切か	4
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	4		格納状況	4
カーブ走行時の速度は適切か	4				

備考 夜間走行 一般車、高速度
繁華街走行、ト泳心安全確認
女子

* 評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所長
	代

添乗指導票 (安全運転技術)

14520
NO- 添乗

運転士名

号車

添乗指導者名

添乗指導日 2023 年 5 月 12 日 (金) 時間

9:20 ~ 15:40

指 導 項 目			評価	指 導 項 目			評価	
乗務前	運行前点検は適切か		4	走行	進路変更時の合図のタイミングは適切か		5	
	点呼状況は適切か		4		走行安定性		4	
	乗車前の確認状況		4	交差	信号確認状況		4	
運転姿勢	ハンドルの持ち方は適切か		4		交差点手前、通過時の速度は適切か		4	
	運転席の姿勢は適切か		5		右折時、対向及び周囲の確認状況		4	
	シートベルト装着状況		5		左折時、後方・側方の確認状況		4	
	運転席周りの状況		4		右左折時の軌道は適切か		4	
	車内の4S (整理、整頓、清潔、清掃) 状況		4		リア・オーバーハングの確認状況		4	
	発進時	前後左右の確認状況			4	右左折時の速度は適切か		4
クラッチ操作状況			4		右左折時の合図のタイミングは適切か		4	
急発進			5		発進時、信号の見込み発進		4	
空ぶかし			5		停止	停車状況 (急ブレーキetc)		4
走行時	車間距離は適切か		4	減速操作は適切か			4	
	シフトギアは適切か		5	エンジンプレーキ操作は適切か			4	
	ハンドル操作は適切か		4	一時停止は確実か			4	
	横断歩道周辺の確認状況		4	停車時の車間距離は適切か			4	
	自転車二輪車の追越状況		4	降車時の確認状況			4	
	駐車車両の追越方は適切か		4	後退		後退時の安全確認状況		4
	歩行者の側方の通過は適切か		4			ミラー・バックアイの確認状況		4
	走行時のふらつき		4		窓を開け目視の状況		4	
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か		4		後退時の速度は適切か		4	
カーブ走行時の速度は適切か		4	格納状況			5		

備考 車庫〜板橋〜東横線川〜岸根町〜ラポ〜10:30着。10:40環状線
11:30着南浦和〜12:30着〜13:10着倉敷〜江戸橋14:00〜14:10着〜国分寺
15:40着

*評価は5段階とし各項目欄に記入

運輸主任	所長
	代

◇ 初任運転者指導者経歴

A指導者

- 京浜急行バス在籍
 - ・ 大型バス運転士11年間
 - ・ 運行管理者業務 26年間 統括運行管理者及び渉外担当経験
 - ・ 2015年 東京地区営業所の添乗指導員を務める
- 2018年より 東洋観光にて初任運転者教育及び安全教育に従事し現在に至る

B指導者

- 京浜急行バス在籍
 - ・ 大型バス運転士24年間
 - ・ 運行管理職業務 9年間
 - ・ 添乗指導及び事故審議担当を3年間従事
- 2022年より 東洋観光にて初任運転者教育及び安全教育に従事し現在に至る

◁ 貸切初任運転者教育 ▷

2023年 実施記録



机上教育



車両確認



車両特性確認



高速道路走行



朝比奈峠



箱根峠旧道上り



箱根新道下り



箱根新道下り



隘路走行



繁華街



踏切



信号機の無い横断歩道



トンネル



夜間走行



鎌倉市内



適性診断書を活用した指導



ドライブレコーダー自身映像を活用した指導



急制動イメージトレーニング



12. オートマ車両教習

◇ マニュアル車両からオートマ車両へ担当替え運転者の各装置及び操作確認による運転技能の確認

オートマチック車両教習

2024年1月30日 火曜日



東洋観光 横須賀営業所

オートマチック車両教習

541号車

教習参加者

受講乗務員

横須賀営業所



添乗指導者

横須賀営業所

所長

教習行程		教習車両		541号車
横須賀営業所	⇒	野比海岸	⇒	三浦海岸
引橋	⇒	初声	⇒	長井
林	⇒	立石	⇒	湘南国際村秋谷
湘南国際村	⇒	湘南国際村入口	⇒	南郷トンネル入り口
長柄	⇒	葉山大道	⇒	湘南国際村入口
湘南国際村	⇒	休憩	⇒	湘南国際村入口
葉山	⇒	木古庭	⇒	池上
平作	⇒	衣笠	⇒	佐原
久里浜	⇒	大浜交差点	⇒	横須賀営業所

* 湘南国際村 勾配 7%・9% と急カーブ前後での A/T 車両特性の確認 (リターダー)
上りでの加速と首都高速での車両状況確認

オートマチック車両教習 (乗務員)



横須賀営業所



運転姿勢



野比海岸



野比海岸

リターダ操作 減速確認
(カーブ手前より段階別に確認)

加速 ギアつながり確認
(通常よりアクセルを強く踏み込む)



三浦海岸



引橋

オートマチック車両教習 (乗務員)



湘南国際村上り坂

上り坂 フル加速し車両状態確認

上り坂カーブでの車両状態確認

上り坂ギアつながり確認



湘南国際村下り坂 (7%)



湘南国際村下り坂 (9%)

* 車両特性確認 (リターダ)

下り坂で徐々に使用する (1~5)

下り坂で一気に使用する (5)

双方の車両状態確認する



湘南国際村入口

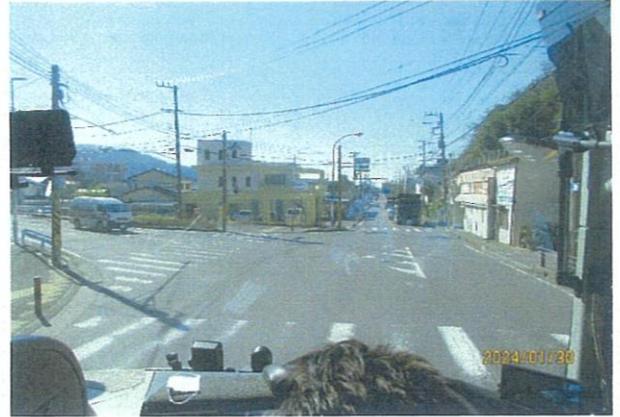


南郷トンネル入り口

オートマチック車両教習 (乗務員)



長柄



葉山大道



湘南国際村入口



湘南国際村上り坂 (9%)



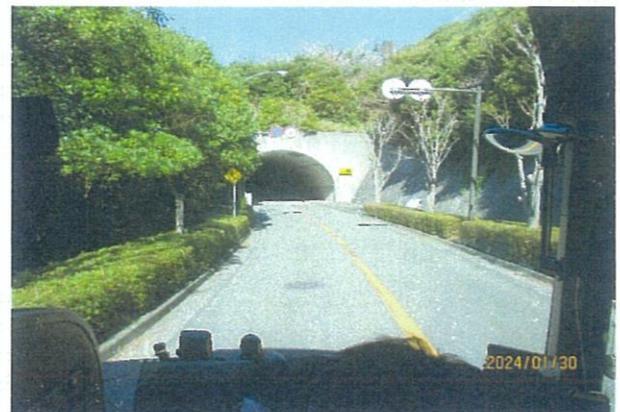
湘南国際村上り坂 (7%)



湘南国際村頂上左折 (ホイールベース)

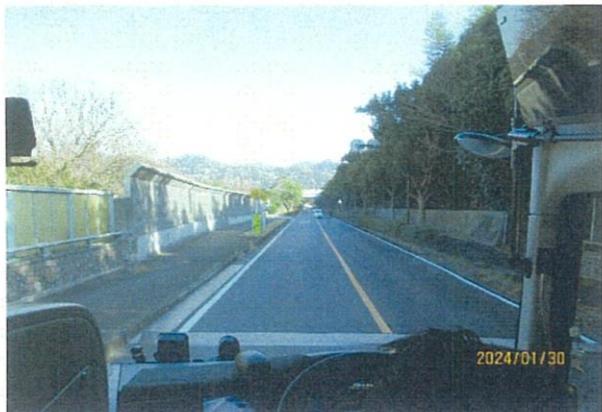


休憩



葉山方面下り 2回目

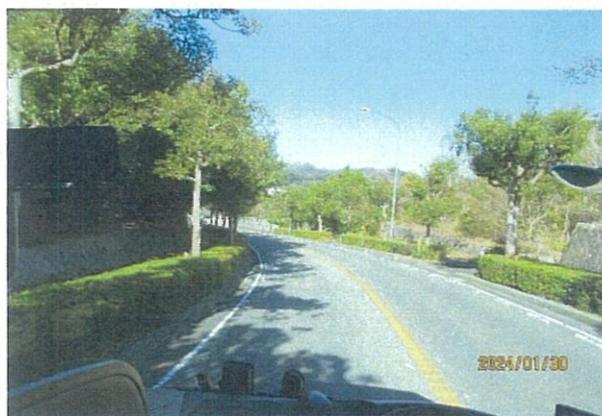
オートマチック車両教習 (乗務員)



湘南国際村下り坂 (7%)



湘南国際村下り坂 (9%)



左カーブ



車幅間隔



右カーブ



車幅間隔

* 車両特性確認 (走行安定性) 再確認

往路での走行状態再確認

上り坂 (9%) (7%) 加速時

下り坂リターダ使用状況時



湘南国際村入口

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る事業活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長(以下「社長」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部点検を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること
- (4) 輸送に安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること
- (5) 輸送に安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

- 2 京浜急行バスのグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、体制の構築等必要な措置を講じる
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、自らが選任した安全統括管理者の意見を尊重する
- 4 社長は、輸送の安全確保するための業務の実施および管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 運輸担当は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全確保に関する事項を統括する
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督をする
 - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障をおよぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時、内部点検を行い社長に報告をすること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う
- 4 社長は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、または届出を行う

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第15条 社長は、自らまたは安全統括管理者が指名する実施責任者が、安全マネジメントの実施状況等を把握するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められた場合には、緊急に輸送に関する内部点検を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部点検等が終了した場合には、その結果を改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または、前条の内部点検の結果や、改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる

(情報の公開)

第17条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則第二条に基づく事故情報、その他安全に関する情報について、毎事業度に外部に対し

公表する。

2 社長は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のため講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する

(輸送に関する記録の管理等)

第18条 本規則は業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録、および保存の方法を定め保存する

付則

この規則は、平成20年4月1日から実施する。

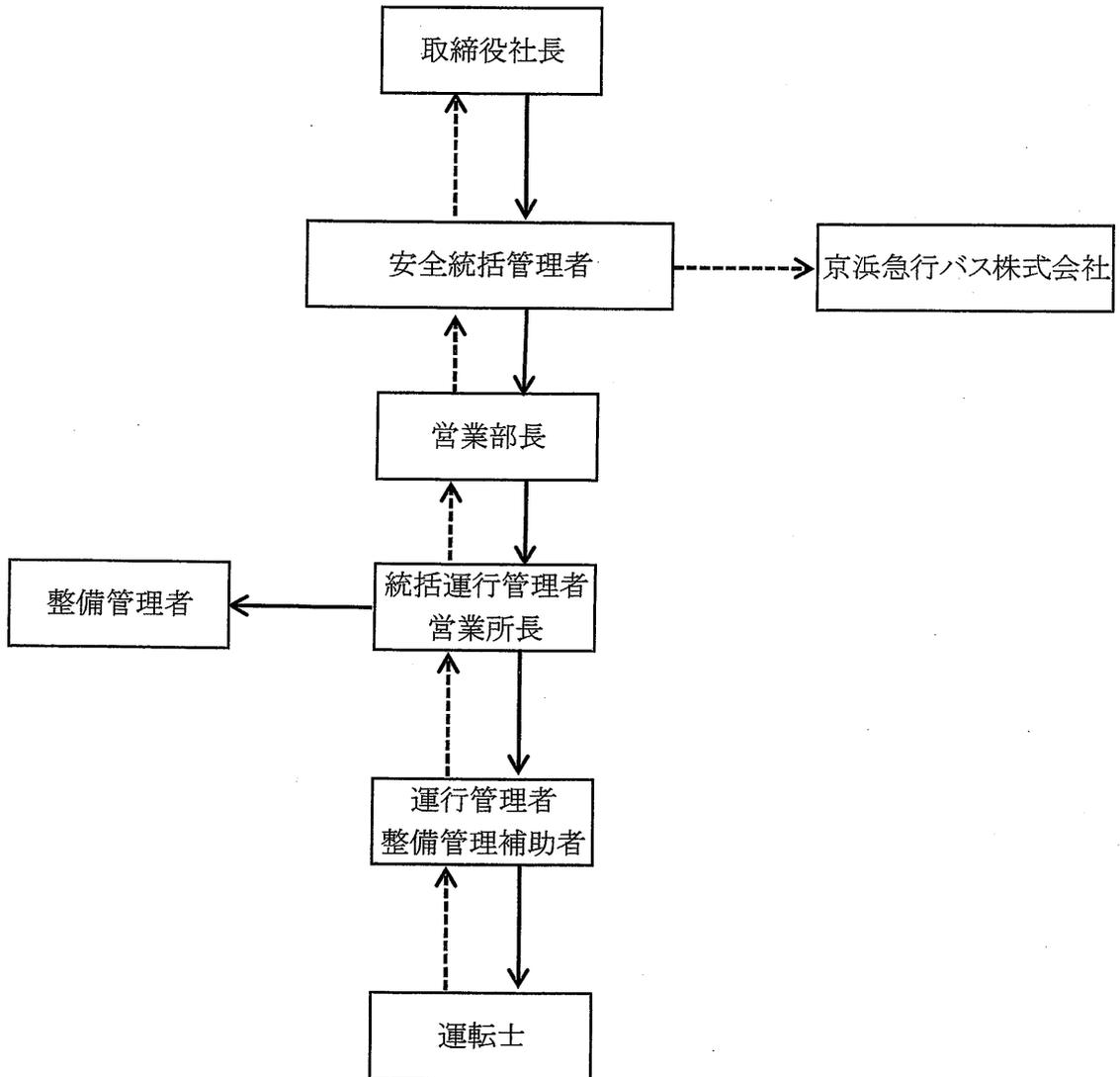
平成30年8月16日 改定(重大事故・災害時連絡体制図)

令和3年11月1日 改定(安全管理規程一部 指揮命令系図)

令和5年10月16日 改定(安全管理体制図・重大事故災害時連絡体制図)

東洋観光株式会社

安全管理体制組織図



令和 5年10月25日

関東運輸局長 勝山 潔 殿
(国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿)

横須賀市久里浜7丁目6番地1
東洋観光株式会社
取締役社長 森 明裕

安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
東洋観光株式会社
横須賀市久里浜7丁目6番地1
取締役社長 森 明裕
- 2 実施予定日
令和 5年10月16日
- 3 変更した事項
安全管理体制組織図及び重大事故・災害発生時連絡体制図の変更
- 4 変更を必要とする理由
安全統括管理者変更に伴い、組織図及び連絡体制図に変更が生じたため

添付書類1 設定（変更）した安全管理規程
添付書類2 変更した組織図・連絡体制図



令和 5年10月25日

関東運輸局長 勝山 潔 殿
(国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿)

横須賀市久里浜7丁目6番地1
東洋観光株式会社
取締役社長 森 明裕

安全統括管理者 選任 届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
東洋観光株式会社
横須賀市久里浜7丁目6番地1
取締役社長 森 明裕
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
氏名 高橋 弘則
生年月日 昭和39年4月29日
- 3 選任した年月日
令和5年10月16日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類

